

資料

「シトー修道院並びに教團生誕小史」
(Exordium Parvum) 試譯及び註

今野國雄

現今シトー會、あるいはトランスバニスト修道會の名をもつて一般に知られている Cisterzienserorden が、その創設以降西歐諸國の宗教・文化・政治・經濟・法制の諸領域において果たした役割については、既にそれぞれハウタ、ドーン、ハン、ペン、モリートル等の著名な歴史家によつて、決して低からざる評價のなされたことは周知のことであらう。しかしその成立史についてはなお論證し盡されてはいない。以下に邦譯を試みた Exordium Parvum は、Exordium Magnum 及び Charta Charitatis と共に、シトー教團の成立に關する主史料である。試譯は文字通りの試みに過ぎず、初學の非才を顧みず譯出した理由は、ひとえに識者の厳しい訂正を得て、より完全な又より平易なものにするための、差當つての心覺えたまふと考へたからに過ぎない。

資料

Exordium Parvum の原文は Prima Nascentis Coenobii et Ordinis Cisterciensis Historia であるが、前者の通稱は前世紀末ハウタにより、後述の Exordium Magnum に對應して用ゐられたものである (A. Hauck u. J. Herzog, Realency-Klopädie für protestantische Theologie und Kirche, Bd. IV, S. 116) と考へられた。しかし十七世紀中葉の一作家 Bertrand Tissier はそのように述べた。“Quia tamen hic liber Exordium Magnum Ordinis Cisterciensis, solet appellari, sicut et praecedens ex opposito Parvum Exordium; id circo titulum praedictum praelegi.” (Bertrand Tissier, Bibliotheca Patrum Cisterciensium, id est opera abbatum et monachorum ordinis Cisterciensis in unum corpus collecta, Bonifonte, 1660, t. I, p. 17) したがって Exordium

Parvum の呼稱の方が先に行われていたと考へられる。Tissier の史料集に運れること四年として公刊された D. J. Paris, *Nomasticon Cisterciense seu Antiquiores Ordinis Cisterciensis Constitutiones*, Paris, 1664 の巻の序で、原註に續して *vulgo inscripta Exordium Coenobii et Ordinis Cisterciensis* と記されてゐる。その由來の詳細は知り得ないが、現在では *Exordium Parvum* の名稱が通用されてゐる (V. Martin et A. Fliche, *Histoire de l'Église*, t. 8, 1950, p. 445; J. B. Mahn, *L'ordre cistercien et son gouvernement*, 2e éd., Paris, 1951, p. 41)。その名稱を *Exordium Magnum* と變へて註釋に引くミトロー教團史にあるが、大部分がマンネルカキー修道院に關する記述である。このミトロー教團成立の史については、*Exordium Parvum* なる史料價值をもつ考へられるのだから、この指摘を免べざる (A. Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands*, Bd. IV, Leipzig, 1925, S. 337, Anm. 2)。

試譯の底本として用ゐたのは J. P. Migne, *Patrologia Latina*, t. CLXXVI, col. 1501—1510 所收 *Prima Nascentis Coenobii et Ordinis Cisterciensis Historia vulgo inscripta Exordium Coenobii et Ordinis Cisterciensis* である。これは先づ掲げた D. J. Paris 版とのちを轉載したものである。D. J. Paris 版は一八九二年 R. P. Hugues Séjannon によつて補筆改訂され、同書並・同ノット版として Solesmes によつて出版されてゐる。これ以外に當 *Exordium Parvum* を收めて

いるドイツ語本としては、ハウクがその『ドイツ教會史』第四卷で、ミトロー教團に關する敘述の史料として用いた前掲の B. Tissier 版と P. Guignard, *Les monuments primitifs de la règle cistercienne*, Dijon, 1878 in—8 である。しかし、ミトロー版以外のテクニストを検し得なかつたことは邦譯に際しての最大の不便であり、以下の試譯もそれによつて著しくその價值を減ずることにならうが、現狀としては已むを得なからう。 *Exordium Parvum* の原初的テクニストは現在散失してゐる。知られる限りの十三世紀の作とされる一寫本 (*Manuscripts latins*, n° 4346 de la Bibliothèque Nationale à Paris) が存するものとされる (J. B. Mahn, *ibid.*, p. 14)。

(一) J. P. Migne, *Patrologia Latina*, t. CL XXXV Bis, col. 993—1199. 作者はマンネルカキーの娘修道院 (*filia*) である。マンネル修道院長マンラットであると考えられる。しかしかかる大部のものが唯一人の手に成つたものかどうかは疑問である。大部よりなり、第一部は修道制の起源から筆を起してゐるが、ミトロー教團成立に關係ある部分は第一部第十章と第二十七章とである。 *Exordium Parvum* を模したと思はれる箇所がかなり多し。十二世紀末、あるいは十三世紀初頭に書かれたものと考へられてゐる。なほミトローによつて附された同巻の *Admonitio* を參照。

(二) J. P. Migne, P. L., t. CLXVI, col. 1377—1384. 作者はミトロー修道院第三代修道院長メテノーマヌ。作成の

年次は、なお論議の餘地があるが、一一一九年以前と推定される。シトー教團の法制を理解する上に極めて重要な史料である。

本小史の成立年次と作者

本小史は一般に年代に關する顧慮を缺いている。その成立年次を知らせるのは、第十八章 *De abbatis quas exstruerunt* の敘述である。「これによると」「これまで十二の修道院が建設された」と敘べられ、しかも本小史がここで筆がおかれていることから、第十二番目の修道院 *Bonavallis* の建設年次一一二〇年三月二十二日と、第十三番目の修道院 *Trigietto* の建設年次一一二〇年十月十八日との間に成立したものと考えられている⁽¹⁾。しかし、私に疑問に思われることは、一一二〇年三月以降に作成されたものであるなら、シトー教團にとって重要な意義を有する一一一九年十二月二十三日附教皇カリクスト二世の特許狀が、なぜ収録されなかつたかといふことである。これが疑問として意味ありと考えられる理由は、當 *Exordium Parvum* の作者がそのプロローグにさして敘へづゝる “*Nos Cistercienses primi huius ecclesiae fundatores, successoribus nostris notificamus quam canonicè, quanta auctoritate, a quibus etiam personis, quibusque temporibus coenobium et tenor vitae illorum exordium sumpserit, …*”⁽²⁾ といふ明瞭な意圖に沿ひ、シトー教團成立に關係ある司教、大司教、教

資料

皇の書簡・教令・特許狀は殆んど收められているからである。

第二、六、七、八、十、十一、十二、十三、十四の各章はすべてそれである。とすれば教團としての正式の承認、*Capitulum Generale* 及び *Constitution* の認可とを與えたカリクスト二世の特許狀は、以前のどの書簡・教令にも劣らず重要な文書と考えらるべきものではなかつたろうか。しかも、それは本小史作成の前年に附與されたことになり、最も記憶に新たなものであつたはずである。のみならず、*Exordium Magnum* に於ては當文書が収録されている⁽³⁾ことから、更に疑問が深められる。第十八章本文における十二の修道院を、シトー修道院を含めての意に解し得ないものであろうか。即ちシトー修道院を含めて第十二番目の修道院 *Cadinum* は、一一一九年十月二十八日に建立されているから、當特許狀の交付されていない時期に當り、この時から十二月二十三日までの間に作成されたと考えれば、この問題はおのづから解決されることにならないだらうか。

次に、本小史の作者は、シトー第三代修道院長ステファニスであると推定されている。これは既に *B. Hister* によつて論證され、*J. B. Mahn* もこの説に従つてゐる⁽⁴⁾。即ち彼が修道院長の地位にあつた時期（一一〇九—一一三四年）に本小史が作成されていること、更に彼の先任者第二代修道院長アルベリクスに對する贊辭の惜しまれてはならないのに反し、ステファニスについては、單にイングラント人なること、聖ベネテク會則の愛好者なることが記されているに過ぎず、贊辭らしい言

葉は何等述べられていないこと、まことに彼自身の筆に成るものと考へられている。Exordium Magnumにあつては、彼の聖徳が高く賞賛されているばかりでなく、短いながら彼の略歴が述べられていることを考へ合せると、以上の推定は一層確實性を増すように思われる。

ステファヌスには獨立した傳記がない。前掲の Exordium Magnum 及び有名なインングランドの歴史記述家 William of Malmesbury の『インングランド諸王事蹟』の第一部、第四卷第三三七項 De Cisterciense によつて、僅かにその概略をうかがい得る程度である。しかも兩者の記述内容は近似するところが多い。今前者によつてその大意を示せば、次の如くである。

「かくて、聖靈の恩寵のさ中において、シトー修道士等は、アングリアの人にして、ステファヌスとて名の優れたる人を修道院長に選びたり。彼は彼等修道士と共に、モリスムス修道院より來り、優れたる高德とあらゆる美德の榮光もて飾られたる人にして、又隠棲の地を愛し、最も熱心に聖なる貧困の倣ひをなせし人なり。この聖なる人は、青年に至るや、故郷と血族の絆とを去り、聖使徒等が巡禮せる境を訪れたり。この旅程中、彼は、一般の習いの如く、無益なる會話に心奪われしにはあらず、彼の友と共に神の贊稱に心をひそめ、日日新たに聖書詩篇を唱せり。さて巡禮の誓いを終え、都ローマを去り、ガリヤの地を過ぎし時、上述せるモリスムス修道院におもむき、同地にて修道教團の聖なる衣を受けたり。されどその後、新たに

せられたる信仰の論議が當修道院に生ずるや、優れたる人々の中でも優れたる者たる彼自身は、シトー修道院並びに教團創建のため、最も熱心なる努力をなし、且つあらゆる慣習規定を定めたり。かくて、神の命するところにより、牧者にして優れたる博士たる彼が、修道院長に定めらるべきものとなれり。」

Exordium Magnum には、更に第十六—二十章にわたり彼の聖なる信仰と奇蹟とについて述べられてゐるが、こゝには省略する。なお断片的史料を集録したシーニエの Sanctus Stephanus, Notitia Historica⁽⁶⁾ も参考とならう。彼の詳細な傳記は他日を期した。

(1) J. B. Mahn, *ibid.*, p. 42.

(2) Epistola et privilegium Calixti II papae, LVIII, Ad Stephanum abbatem Cisterciensem; Migne, P. L., t. CLXIII, col. 1147.

(3) Exordium Magnum Ordinis Cisterciensis, Districtio Prima, caput XXII, Decretum Calixti papae, Ordinem Cisterciensem confirmantis; Migne, P. L., t. CLXXXV Bis, col. 1018.

(4) J. B. Mahn, *ibid.*, p. 41, n. 2.

(5) Exordium Parvum, caput IX, XVIII; Migne, P. L., t. CLXVI, col. 1505, 1508, 及び附屬の註詩篇を參照。

(6) Exordium Parvum, caput XVIII.

- (7) Exordium Magnum, Districtio Prima, caput XV; Migne, P. L., t. CLXXXV Bis, col. 1010—1012.
 (8) Gesta regum Anglorum, I, IV, 337; Migne, P. L., t. CLXXIX, col. 1287. これはシトー教團がまだイングラントに到来しない以前(一一二五—六十年頃)書かれたものと言われる。しかも、彼は Benediktiner¹⁾ といわれる黒衣修道士であるが、白衣修道士と呼ばれるシトー修道士に對する評價は極めて高く、温かい同情と賛辭を呈し、又その記述正確である。なお D. David Knowles, The Monastic Order in England, Cambridge, 1950, p. 226 を参照。
 (9) Migne, P. L., t. CLXVI, col. 1361—1374.

本文試譯及び註

凡例

- (一) ミーニェ版本文の《 》は『 』を以つて示した。
 (二) 本文原註は譯者註に含め、その旨附記した。
 (三) 試譯に際しては、D. J. Othon, Les origines cisterciennes, Liège, 1933 に掲げられた本小史一部佛譯を参照した。又譯語は上智大學カトリック辭典編輯所編『カトリック用語小辭典』昭和十二年、を參看した。
 (四) 譯者自身が補つた語には「」を附した。

資料

「シトー修道院並びに教團生誕史」

通稱

シトー修道院並びに教團始源」

序文

我等シトー修道士、當聖堂の創建者等は、この書により、當修道院及び「その」經歷が、如何なる聖會法により、如何なる權威により、如何なる人人により、且つ又如何なる時に、その始源を開きしかを、我等の後繼者等に知らしめんとするものなり。それは、彼等後繼者等が、この地を、更にこの地において我等が神の恩寵により着手せる聖なる規定の遵守を、一層堅く愛し、時間の長きにも、又激しき不安にもめげず耐え來りたる我等を辯護し、肉の束縛を去り、永遠の休息に幸福にも安らわんため、規定に示されたるいと遠き路にありて、命を終るるまで絶え間なく汗せんことを望むが故なり。

(1) 當序文は本小史を記すに至つた作者の意圖を明瞭に示してゐるが、當時なお創成期にあつて、微々たる存在であつたシトーの修道院史記述にかかわる作者のかかる意圖を、既に一世紀近く經て、全歐洲にまたがる大教團となつた頃に書かれた Exordium Magnum の作者コンラットの歴史記述の意圖と比較すると、極めて興味深いその推移を見出し得る。 Exordium Magnum, Districtio Prima, cap.

一 播 論 叢 第三十卷 第五號

X, Qualiter fratres qui Cisterciensem Ordinem fundaverunt adhuc in Molismo degentes divina gratia sunt illustrati を参照。

(2) Locum = Cistercium (Cîteaux). なお本文第三章、

参照。

(3) 本小史にちりて sancta Regula 又は、單に Regula と書われざるは、Regula Sancti Benedicti 即ち通常聖ベネデクト會則と呼ばれるものと解される。シトー教團は特にこの聖ベネデクト會則の重視されたことについて、Charta Charitatis, cap. I. (Migne, P. L., t. CLXVI, col. 1378—1380) を参照。

第一章 モリスムス修道院長聖ロベルト

ウス、何時シトー修道院並びに

教團を創建せしか

主降誕より千九十八年の年、⁽¹⁾ 聖モリスムスに奉獻せられ、ラングル司教區に建立せられたる聖堂⁽²⁾の初代修道院長ロベルト⁽³⁾ス並びに同修道院の若干の修道士等は、當時教皇特使にしてリヨン大司教たりし畏敬すべきフュー⁽⁴⁾の許に至り、彼等が、聖なる父ベネデクトウスの規定の下に、その生活を律せんことを申し出で、彼「フュー」自身の助援の力、並びに教皇の權威の力がこのことに及ぶよう、より自由なる實踐を、極めて熱心に

懇願せり。教皇特使は彼等の熱望を嘉し、次の如き書簡により、彼等の「修道院の」創建の始源を開きたり。

(1) これは章題よりしてシトー創建の年を示すものと考えられるが、本文によるとロズルトゥス等がフューの許に赴いた年を示すようでもある。J. Othon は後者を同年一月と推定してゐる (Ibid., p. 45 et n. 2)。本小史にはこれ以外に創建年次に言及してゐる箇所は見當らない。Eccordium Magnum 第十一章の記述は本章によつたものと考えられ、措辭殆んど同一であるが、年次については何等觸れるところはなく、創建の年はその第十三章に述べられてゐる。それによると、シトー修道院が建設されたのは一〇九八年の聖會曆四月十二日(新西曆同年三月二十一日)である。この日は聖ベネデクトの祝祭日とその同日に當つてゐる「枝の主日」の故に、二重の喜びに祝されたところ (Migne, P. L., t. CLXXXV Bis, col. 1009)。

(2) 原註一三二。「聖ベネデクト教團修道院モリスムスは、聖ロズルトゥスにより、フルユーニニ公領、ラングル司教區に建立せられたり。」當修道院については、A. Fliche et V. Martin, Histoire de l'Église, t. 8, p. 449—50 et n. 1. 及 J. Laurent, Cartulaires de l'abbaye de Molesme au diocèse de Langres, 2 vol., Paris, 1907—11. を参照。

(3) ロズルトゥスは一〇二八年頃シャンパーニエの貴族

の家柄に生れ、十五歳にして Montier-la-Celle 修道院に入り、一〇七〇年頃 St-Michel de Tonnerre の修道院長に選ばれた。一〇七三年頃、當院に程遠からぬ Collan の隱修士等の指導に當り、一〇七五年彼等と共にモリスムス修道院を創建した。彼については Vita Sancti Roberti Molismensis; Migne, P. L., t. CLVII, col. 1269-1288 を参照。

(4) これら修道士の名については本文第二章、参照。

(5) 本文第二章註(1)、参照。

第二章 教皇特使フゴのモリスムス修

道院長ロベルトゥス宛書簡

『リヨン大司教にして教皇特使たるフゴ⁽¹⁾、モリスムス修道院長ロベルトゥス、並びに彼と共に聖ベネデクトゥスの規定により神に仕えんと欲する修道士等に。

聖なる母の聖堂の繁榮を喜びとするすべての人々にとりては、汝と汝の子等、「即ち」モリスムス修道院の修道士等が、リヨンにて予に見参し、汝等がこれまで等閑且つ不徹底に遵守し來りし聖ベネデクトゥスの規定に、以後一層嚴格且つ完全に結ばれたき旨表明せること、周知のことなるべし。更に又、諸修道士會憲、賞賛すべき諸慣習並びに信仰に服する汝等は、何よりもまず同規定にまねばんことを望む旨神と予の面前にて決意

せり。しかれども、上述の所「モリスムス修道院」にありては、汝等が、諸多の理由に阻止せられ、その意圖を完遂し能わざることも確實なり。「されば」二つの黨派、即ちそこを去る者と、そこに止まる者との「何れの」救いをも望む我等は、神の御意の指示し給い、汝等が、より淨く、より安らげ、主に仕うべき他の所に移ることを、有効なりと裁決せり。

されば、當時「予に」見参せし汝等、即ち修道院長ロベルトゥス、並びに修道士等、アルベリクス、オドー、ヨアネス、ステファアヌス、レタルドゥス、ペトゥルス、更には、公正に且つ共同の審議により、汝等と行を共にすることを汝等が決すべきすべての人々に、我等が當時忠告せるこの聖なる志向を保持し、それを堅忍すべきよう勸告し、且つ我等の印璽の捺印により、永遠に教皇の權威を得たることを確認するものなり。

かくて、予は神、並びに子を汝等の手中にて守護するならんこの聖なる人の御前にて、モリスムス修道院にありて、汝の面前において行われたるかの誓願、同様に汝の服従下におかれたる新修道院と呼ばれるこの地において、汝等の後繼者も亦汝に嚴正に服従すべき誓願、並びに堅忍「誓願」を承認するものなり。』

(1) 原註一三三。「フゴ」はかつてデニアの司教にして、グレゴール七世のガリヤ地方教皇特使となり、一〇八〇年リヨンの大司教に任ぜられ、ウルバヌス二世下にありても同職位を保持し、聖ロベルトゥス並びにその修道士等に當書簡を附與し、これらによりて、シトー新修道院の建設

一 橋 論 叢 第三十卷 第五號

可能となれり。」

「ト」の Opera Omnia 卷 Migne, P. I., t. CLVIII に收められたる。参照せしむべき文献として W. Luehe, Hugo von Die und Lyon, Strasb., 1898, H. Rony, Hugo de Romans, légat pontificat, dans Revue des questions historiques, t. CVII, 1927, p. 287—303, Th. Schieffer, Die päpstlichen Legaten in Frankreich vom Vertrage von Meerssen bis zum Schisma von 1130, Berlin, 1935, S. 91 sqq. A. Fliche, La Réforme grégorienne, t. II, Louvain Paris, 1925, P. 220 sqq. 彼の教令及び書簡は、更に本文第七・十二章に収録されている。

(2) pluribus impediētibus causis については、本小史第九章、及び Exordium Magnum 第十章、参照。

(3) professio とは「修道誓願」の意で、通常、清貧・貞潔・服従の三徳目を含むが、特に服従の誓願のみを意味する場合もある。

(4) 原註一三四。「新修道院とはキヌテルキウム(シト)のことなり。」

創建當初におけるシト修道院は、少くとも公式には、Novum Monasterium と呼ばれたらしい。本小史に收められている諸司教の書簡、教皇特許状においては、すべてこの呼稱が用いられている。更に、シトの娘修道院 Pontigny, Morimond 兩修道院の創建文書——Gallia Chris-

tiana in provincias ecclesiasticas distributa, 16 vol., Paris, 1715—1865, t. 4 所収——に於ては同様の由 (Orhon, ibid., p. 56, n. 2)。

(4) stabilitas 及び professio については Regula S. Benedicti, cap. LVIII, De disciplina suscipiendorum fratrum (D. P. Delatte, Commentary on the Rule of St. Benedict, London, 1921, p. 367—405) を参照。これら誓願の更新については、本文第七・八章、参照。

第三章 シト修道士等モリスムスを去

りてシトに至りしこと

このことの後、上記修道院長並びに彼の「修道士等」⁽¹⁾は、かくも高き大なる權威に心安んじ、モリスムスに歸還し、且つかの修道士團の中より、聖ベネクトゥスの規定に誓いを立てたる同志を、リヨンの教皇特使によりて述べられたる人々、並びに修道院より呼び集められたる人人の間で、二十一人の修道士になるよう選出し、且つかくも多き従者等と共に、シト⁽²⁾と呼ばれる僻地に欣然として赴けり。この地はシャロン司教区内に位置し、當時は樹木と荆棘との故に、人人の近づくこと難く、野生動物のみ棲息する所なりき。神の人人はそこに至り、彼等がこれまで心に懐き來りしかの信仰の故に、且つ又彼等が世人の疎んじ顧みざるかの住地に至りしが故に、かの地「の適切な

ること」を諒承し、樹木と荆棘との茂みを刈り除き、シャロン司教の沙汰と承認により、同地に定められたる修道院を建立し始めたり。

これらの人人は、なおモリスムスに在りし時、極めてしばしば神の恩寵によりて鼓舞せられ、〔當修道院の〕修道士等が至福なる父ベネデクトゥスの規定に違反せることを語らいて歎き且つ悲しみが、他の修道士等が、嚴肅なる誓願によりて自ら遵奉を誓約せるこの規定を遵守せざるを見、かゝるが故に、先に我等が述べたる如く、教皇特使の權威により、聖なる規定遵守の誓願を果さんがため、この荒野に來りたるなり。當時ブルグント公たりし〔領〕主オドールは、彼等の聖なる熱意に心打たれ、且つ上記聖なるローマ聖堂の教皇特使の書簡の要請に答へ、彼等が〔建立し〕初めたる木造修道院を、自らの全き費用をもて竣工し、更に同地において必要とせられるあらゆるものにつき、長期にわたりて配慮し、土地と家畜とをもて豊かに援助せり。

- (1) abbas et sui et abbas et fratres sui の意である。Charta Charitatis, Prologus 参照。
- (2) *unus comitatus et unus conversi* を意味するものだろうか。本文第十五章 参照。
- (3) *Cistercium* の語源については J. Othon, *ibid.*, p. 56 et n. 3, 4 を参照。

(4) 原註一三五。「當オドールは四年後、アジアに赴かんことを思ひ立ち、遠征の用意成るや直ちに軍を進めしが、バ

資料

ラティヌスなる所にて、未だ若き死をとげ、シトーに埋葬せられたり。彼の第二子ヘンリィクヌスは、そこ〔シトー〕にて修道士となれり。」即ち、彼は第一回十字軍に参加し、一〇二年シリアにおいて戦没したブルヒーニェ公オドール一世である。彼はモリスムス修道院に對しても、聖堂、土地の寄進をなし、(J. Laurant, *ibid.*, t. 2, ch. II, p. 149)。

ロムルットゥスとは親交あつたものと思われ。なほ、かつてシトー修道院聖堂入口にあつた *Chapelle des Ducs* の玄關右手の墓石に刻まれた碑文については、D. Martène et D. Durand, *Voyage littéraire de deux Bénédictins*, Paris, 1717, p. 198。本書の1部は *Description des tombeaux et sépultures qui existaient autrefois dans l'abbaye de Cîteaux* とし、Migne, P. L., t. CLXXXV Bis, col. 1621—1634 に收められたる。

- (5) 當書簡の所在・内容は知り得なかつた。
- (6) その規模については D. Martène et D. Durand, *ibid.*, p. 223 及び *Vita Prima S. Bernardi*, *ib.*, I, cap. IV; Migne, P. L., t. CLXXXV, col. 238 を参照。
- (7) 當院の聖堂獻堂式(一〇九九年六月)及びこれに列席した人名については J. Othon, *ibid.*, p. 60 を参照。
- (8) シトー修道院の建設された土地の所有者はボーム副伯ライナルドゥスであつたが、彼の土地寄進、及び彼とオドールとの交渉と後者の土地寄進については J. Othon, *ib.*

id, p. 54, n. 1 et p. 58, n. 1 を参照。

第四章 如何にしてその地が修道院へと

生長せしか

〔その〕同じ時に當り、〔この〕地に「來りたる修道院長は、先に述べし教皇特使の命により、かの司教區の司教より、修道士等の管掌〔權〕と共に、牧者の杖を受け、且つ彼と共に來りし修道士等に、この地への堅忍〔誓願〕を正式に確約せしめたり。かくて當聖堂は、聖會法並びに教皇の權威により、修道院へと生長せり。

(1) 當時シトー修道院は修道院長選舉の自由を持たなかつたと考えられるが、本小史における修道院就任の手續と、*Charta Charitatis cap. IV, De electionibus abbatum* におけるそれとの間には、顯著な相違が見られる。

virga pastoralis は、修道院長職解任と共に、司教に返還された。本文第七章を参照。

(2) *abbatia* は、*monasterium, coenobium* と共に、修道院又は修院と邦譯される習いであるが、元來修道院長職位、並びにこの職位に附隨する諸權利と義務、即ち修道士の指導と配慮、修道院財産の管理と享有等を意味するものであつた。本文における「アバティア」は、もとより「修道院」と譯してよいものであらうが、この場合も修道院建造物そのものを指すのではなく、職位としての「アバティア」を

も含めて、聖會法により正式に承認された修道院に解すべきであらう。それによつて *cum cura monachorum* の言葉が一層明らかに理解されることにならう。なお、*abbatia* 概念の變化と推移については、簡單ながら A. Fichte et V. Martin, *Histoire de l'Église*, t. 7, *L'Église au pouvoir des laïques*, p. 296 を参照。

第五章⁽¹⁾ モリスムス修道士等、修道院長

ロベルトゥス歸還の故に、教皇の耳を煩わせしこと

さて、多くの時の経過せむるに、モリスムスの修道士等は、ロベルトゥスを後繼せる修道院長ヨーゼフ・ド・ドゥッスの沙汰により、〔これまで〕しばしば述べしロベルトゥスが、再び元の所に落着くよう、ローマ教皇ウルバヌスの許に至り、要請し始めた。教皇は、彼等の運動の激しかりし故に、彼の特使、即ち畏敬すべき「ニコラ」に、若し可能ならば、同修道院長は再び「モリスムス」に立ち歸り、且つ僻地「シトー」を選びたる修道士等は「そこに」平和裡に止るよう委嘱せり。

(1) 前章及び本章は、*Exordium Magnum, cap. XIV, Quod locus ille, concensus Cablonensis episcopi ad cuius dioecesim pertinebat, canonicis in abbatiam surrexit, et de recessu abbatibus illius qui advenerat* 下略

んどその儘の形で收められている。細部の異同については省略。

- (2) これが一〇九九年五月、即ちントー建設後一年有餘のことであると推定されていることについては、J. Ohon, *ibid.*, p. 62 を参照。
 (e) *locus pristinus = Molismensis Ecclesia.*

第六章 修道院長ロベルトゥス歸還のため の主教皇の書簡⁽¹⁾

『神の僕⁽²⁾たる司教ウルバヌス、畏敬すべき友にして教皇代理たる同僚司教フョーに、救いと教皇の祝福とを。』

我等は、會議の席上、モリスムスの修道士等が、極めて熱烈に彼等の修道院長の歸還を願う大なる訴えを受けたり。事實、かの地における信仰はこぼたれ、且つかの修道院長不在の故に、近隣の諸侯、並びに爾餘の者等の憎惡を招きしことを開陳せり。我等は、遂に、我等の修道士等の愛の力に動かされ、若し可能ならば、かの修道院長が僻地より彼の「かつての」修道院に立ち歸るよう、當書簡により、我等の意に通うものありと覺ゆる汝の慈愛に委任するものなり。若し、汝にして「これを」實現し得ざる時は、僻地を愛好する人人は、平安に「そこに」住まい、(モリスムス)修道院にある人人は、嚴正なる規律を遵守するよう配慮されんことを。』教皇のこの書簡を受けし教皇特使

は、權勢あり且つ信仰厚き人人を召集し、以下に書き記せる當該事につき裁決せり。

- (1) 當書簡は、*Exordium Magnum* に收められてゐる。

(2) *servus servorum Dei* は、教皇書簡、特許狀に恒例的に用いられる言葉であり、教皇グレゴール一世(五九〇—一〇四年在位)の時から定型化されたと言われるが、その起源については問題がある。これについては、Wilhelm Levison, *Zur Vorgeschichte der Bezeichnung Servus servorum Dei*, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, XXXVII, 1916, *Kanonische Abtheilung* VI, S. 384—386; Derselbe, *Aus rheinische und fränkischer Fürzeit*, Düsseldorf, 1948, S. 264—266 所收を参照。

(3) 原註一三六。「彼は、一〇八八年クリュニー教團より選ばれしウルバヌス二世なり。」グレゴール七世の理念を受継いだ彼の教會改革と、所謂聖職敘任權をめぐるハインリッヒ四世との争議については周知のことである。彼の *Epistola et privilegia* は Migne, P. L., t. CLI 所收。彼に關する満足すべきモノグラフィーは殆んどなく。教皇登極以前の彼の所傳については、F. Stern, *Zur Biographie des Papstes Urbanus II*, Halle, 1883. 教皇としての行政については、A. Fliche, *Quelques observations*

sur le gouvernement de l'Église au temps d'Urban II, Paris, 1938 を参照。現在ところには A. Fliche et V. Martin, Histoire de l'Église, t. 8, p. 199—337 が最も詳しいであろう。

(4) 管會議 (concilium) というのは Chronicon Bernoldi anno MXCIX; Migne, P. L., t. CXLVIII, col. 1430 参照。

(5) 當教皇書簡において、シトー修道院がすべて eremus と呼ばれ、abbatia 又は monasterium と呼ばれていないことに注意。

(6) 本文第七章、参照。

第七章 モリスムス並びにシトーの萬事

に關する教皇特使の教令

『リヨン聖堂の僕たるフゴ、最も親愛なる友、ランゲルの司教ロベルトゥスに救い〔のあらんこと〕を。』

我等は、近時アンシルラ〔IIアンズ〕において行われたる會議において、モリスムス聖堂の事につき決定したるところを、貴下の友誼に報ずる必要ありと考えたり。モリスムスの修道士等は、貴下の書簡を携えて、我等の許に來り、修道院長ロベルトゥス辭任の故に生じたるモリスムスの悲歎と衰微とを聞陳し、且つ彼自身が、再び〔彼等の〕父〔II修道院長〕に任せら

れんことを強く要望せり。事實、彼等は、モリスムス聖堂に平和と安寧とを回復し、修道規律の實施を初期の状態に引戻すべき方途は、他に何等存せずと考えたり。貴下が、該聖堂の修道院長に任じたるガウフリードゥスも亦、そこ〔II會議〕にて我等に見參し、若し、我等が彼〔ロベルトゥス〕にモリスムス聖堂を委任するよう決定せば、ロベルトゥス自身に父〔II修道院長〕としての彼〔ガウフリードゥス〕の地位を與うる旨、告げ知らせたり。故に、貴下並びにモリスムス修道士等の要請を諒承し、且つ又、この事を我等に依頼し、すべてを我等の處置と裁決に委任せる主教皇の書簡を受け、最後に、貴下の懇請に答え、我等と共に出席せる多くの信仰厚き人人、司教等並びに他の人人の助言により、彼〔ロベルトゥス〕をモリスムス聖堂に戻すことを決裁せり。即ち、彼はかの地〔IIモリスムス〕に歸還するに先立ち、シャロンに至り、彼が爾餘の諸修道院の慣例に従いて誓約をなしたる我等の兄弟・シャロン司教に、牧者の杖と修道院の管掌〔權〕とを返還し、且つ彼に、その修道院長としての誓願をなし、又服従を誓約せる新修道院の修道士等を、當該誓願と服従とより、自由且つ完全に解き、合せて彼自身も亦、彼が司教並びにシャロン聖堂になしたる誓約より、司教によりて解かるべきこと明らかなり。同時に、我等は、彼が新修道院を離るるに當り、彼に従わんとする新修道院の修道士等は、すべて彼と共にモリスムスに立ち歸るべき許可を與えたり。ただし、兩者何れの修道院にもせよ、聖ベネデクトゥスの定むると

資料

ころに據らず、「當」教令に據り、新修道院の修道士等の應受を勸告し、受理するが如きことは許さざるものとせり。ここに述べしことを彼がなしたる後は、貴下が彼をモリスムス修道院の修道院長に再任せんがため、彼を貴下の許に差遣するものなり。されど、若し彼が、生來の輕佻の故に、同聖堂を放棄するとせば、ガウフリードゥスの存命中は、貴下と我等とかのガウフリードゥスの同意なしには、何人も彼「ロベルトゥス」を後繼せざるものとす。しかし、先述の修道院長ロベルトゥスの禮拜堂並びに彼がモリスムス聖堂より持參せる爾餘のものともに關しては、彼は「これらを」シャロン司教、並びに新修道院に返却せるも、我等は、これらすべてのものは、モリスムスの同意を得て轉寫せんため、聖ヨアネス・パプテスタの祝祭日まで彼等の手許に留めたるに過ぎざるブレヴィアリウムを除き、新修道院の修道士等の保有に永らうべきことを定む。しかして、當裁決に立ち會いし者は、諸司教、「即ち」オータンのノルトガウドゥス、シャロンのガルテルス、マコーンのペラウドゥス、ブレイのボンティウス、並びに諸修道院長、「即ち」トゥルニエーのペトルス、デイジョンのヤケントー、エネーのガウケランヌス、更に又、主教皇の會計院長官ペトルス、並びに清廉と高潔との證ある多數の他の人々なりき。』

かの修道院長は、これらすべてのことを賞揚且つ承認し、シトー修道士等が、かの地「ロシター」並びにモリスムスの地において、彼に誓約せる服従「誓願」より彼等を解き、且つシャ

ロン司教、主ガルテルスは、修道院長をかの聖堂の管掌〔權〕より解き、更に僻地を愛好せざる若干の修道士等をも、彼と共に復歸せしめたり。かかるが故に、且つ又教皇の認可により、當該兩修道院は、平和と全き自由の中に安らえり。されど、歸還せる修道院長は、保護の盾のため、彼の司教にこの書簡を提示せり。

(1) 當 decretum は Exordium Magnum に收められていない。本小史のシーニエ版當章には、最初の一部分を収めているに過ぎない。全文は Migne, P. L., t. CLVII, col. 523 にある。シーニエは、當教令の年代を Intra anno 1097-98 としているが信じて難い。

(2) 當書簡の所在と内容とについては知り得なかつた。

(3) Gaufridus は、本文第五章にあつては Godfridus となつてゐる。

(4) secundum consuetudinem caeterorum abbatum なる言葉は、當時修道院長任免權は多く司教の掌中であり、修道院長自由選舉を行ひ得た修道院は多くはなく、従つて聖ベネデクト會則(第六十四章)が修道院側で正しく遵守されていなかったことを暗示しているように思われる。

(5) 「聖ロベルトゥス傳」第十一章 (Vita S. Rabeti, cap. XI; Migne, P. L. t. CLVII, col. 1279) によれば、*“cum duobus monachis Moissimum rediit.”* とあり、彼と共に歸つた修道士は二人と知られる。しかし、ウイリアム・

オノ・インニク・スビーの『インニク・スビー諸王事蹟』(Gesta regnum Anglorum, I, IV, 337; Migne, P. L., t. CLXXX IX, col. 1289) の下には“Secuti eum ex Cistellis omnes qui com eo venerant, praeter octo.”とあり、當初の總員二十一名がその後増減しなかつたとすれば、八人を残した十三人となる。なお、J. Othon, *ibid.*, p. 68を参照。

(6) *solita levitate* なる表現は、『聖ロレンティウス傳』に述べられてくる彼の名望と高德とを一致しなごうに想われるが、彼は以前にもモリスムス修道院を離れつゝ。即ち、彼は一〇九〇年頃モリスムスを去り、オー(Aux)に隱遁したことがあるが、一〇九三年頃再びモリスムスに歸した(これら年次に關する考證は、M. J. Laurent, *ibid.*, *Introd.*, p. 149, J. Othon, *ibid.*, p. 40 参照)。のみならず、彼はモリスムス修道院長となす以前に、St-Michel de Tonnerre の修道院長、St-Ayoni の prieur である。これら多彩な經歷が、修道士の重要な誓願である *stabilitas* とその後の考へられたものではない。

(7) *festivitas sancti Joannis Baptistae* は五月十五日(D. H. Lietzmann, *Zeitrechnung*, 1946, Berlin, S. 98)。(8) キュンヒオン市立圖書館には、目錄第十二號とこつ十一世紀末の聖詩集が保藏されてゐるが、その *psalterium* の第十葉に附された註釋の一部には、“*praesens psalterium quod per compositionem postmodum auctoritate*

apostolica inter Cistercienses et Molismenses factum remansit apud Cistercium……”と見え、この本聖詩集はロレンティウスのモリスムス修道院歸還に際して、シトーに保有されるに至つたことが知られる。この聖詩集と本文のブレヴィアリウム(聖務日課用祈禱書)とは、同一のものでないかとも考えられるが、教令本文によれば、當ブレヴィアリウムがモリスムス修道院に歸屬すべきものとされたことが明らかであり、現存の聖詩集は、本文における“*de caeteris rebus quae a Molismensi Ecclesia recedens secum*”に含まれてゐたものではなからうか。ただし、ブレヴィアリウムなる言葉が當時どのように使用されてゐたか、聖務日課用書集がおこなつてそのような言葉で表現されてゐたものかどうかは、別に検討すべき問題である。(J. Othon, *ibid.*, p. 67, n. 1)。

(6) *Haec omnia abbas ille laudavit et fecit* の解釋は、聖ロレンティウスの評價の問題にかかわるものであるが、オースの解釋(J. Othon, *ibid.*, p. 69 sqq.)に對して、オースは鋭く批判してゐる(J. B. Mahn, *ibid.*, p. 44)が詳細は省略する。Exordium Magnum 第十六章では、やや詳しく次のように述べられてゐる。「さて、かの修道院長は僻地の恐怖と荒寥とをいたく嫌惡し、不幸にも、當初の「モリスムスにおける」名聲と便宜とを想起し、若し彼が僻地の清貧を愛好するとせば、教皇より送られたる書簡

の趣旨に沿って行動し得たるに、上述せるすべてのことを賞揚し且つ承認したり。」

第八章 修道院長ロベルトゥスの推薦⁽¹⁾

『シャロン聖堂の僕たるガルテルス、最も親愛なる兄弟にしてランゲル司教たる同僚司教ロベルトゥスに救い(あらんこと)を。』

我等の司教区内に位置し、新修道院と呼ばれるかの修道院を、我等が委任せし兄弟ロベルトゥスが、主大司教フゴの裁決により、シャロン聖堂になせし誓願、更に我等に誓約せし服従〔誓願〕より、解かれたることは、既に貴下の知るところなるべし。他方彼自身も亦、上記新修道院に留まることを決意せる修道士等を、彼等が彼に誓約せし服従〔誓願〕より解き、自由を與えたり。よつて爾後、貴下が彼を受け入れ、鄭重に遇するに懸念なかるべし。敬白。』

(1) *commendatio* は通例一司教が他教區に赴く司祭のためになす他司教への推薦を意味し、その書狀は *commendatus* 又は *litterae commendathae* と呼ばれる。ここでは、シトー修道院を所管するシャロン司教より、モリスムス修道院を所管するランゲル司教に、*pro scuto defensionis* (Roberti) — cap. VII. § 目的を送られた推薦書の内容を指すものと考えられる。

資料

第九章 シトー聖堂第一代修道院長アルベリクスの選舉⁽¹⁾につきて

さて、その牧者を失ひしシトー聖堂は、共に〔集い〕來りて正式の選舉により、アルベリクスという名の修道士を、彼等の修道院長に任じたり。周知の如く、〔彼は〕文學に秀で、神〔のこと〕にも人〔のこと〕にも充分通曉し、〔聖ベネデクトゥスの〕規定と修道士等とを愛せる人にして、モリスムス並びにかの聖堂〔シトー修道院〕にありて、極めて長期に互り副修道院長⁽²⁾の職位を保ち、且つモリスムスよりかの地〔シトー〕に移らんがために多日にわたり努力せり。しかして、このことのため多くの恥辱と投獄と管刑とを蒙りたり。

(1) 當章題において、アルベリクスがシトー聖堂第一代修道院長 (*primus abbas Cisterciensis Ecclesiae*) とされていることについては、ロベルトゥスのシトー創建、シャロン司教による正式の敘任(本文第四章)の事實よりして奇異の感が懐かれる。これはロベルトゥスが、創建後なお日淺かつたシトーの發展に力を盡さない内にそこを去つたことから、彼を初代修道院長とすることを好まなかつたシトー修道院側の意識的措置であつたであらうか。當時はアルベリクスがともかく初代修道院長と考えられていたらしい。*Exordium Magnum* には、なぜかアルベリクスに關する

記述は全くなく、唯一ヶ所その名が見える第二部『英文 Recapitulatio supradictorum (Migne, P. I., t. CLXXXV Bis, col. 1048)』と『De virtutibus et laudabilis vite praeconis reverendissimorum Patrum, beati Alberici prima et beati Stephani secundi Cisterciensis coenobii abbatum,.....』である。更に十三世紀前半に複製されたと思われる『マター聖徒傳』(Martyrologus Cisterciensis)——トロン市立圖書館『手書本第三十八號——の Commemoratio 及び Commemoratio Domini Eugenii papae et Domini Alberici primi abbatu Cisterciensis et Domini Stephani secundi et Domini Rainardi tertii,』である。これ以外に、アルベリックが初代修道院長たることを間接に知らせるものとして、メテノファームを第二代修道院長とする史料も少なくない。Exordium Magnum 第一部第十五章の外に、メテノファーム自身の補正した聖書として、メシエン市立圖書館手書本第一二一一一五號に傳えられてくるもの第二卷第一五〇葉裏面、及び聖タンクールの所謂 Morales の複寫(十二世紀)として、同圖書館手書本第一六八一七〇號に保藏されてくるもの第三部第九〇葉裏面には等しく、(Dominus) Stephanus abbas secundi coenobii (abbatis) Cisterciensis”と記されている。更に Bussière 修道院の一一三一年建設文書(Gallia christiana in provincias ecclesiasticas distributa,

t. VI, col. 89) 及び Maizière 修道院の一一三二年建設文書 (Gallia christiana, t. VI, col. 239) に見られる同條。

ロレンタヌを初代修道院長とする聖書の唯一の史料は、マター派修道院サンクティンタヌの十一世紀中 Guillaume Godel 作と言われる『年譜』(Recueil des historiens des Gaules et de la France, éd. M. Bouquet, t. XIII, p. 673) の中に於ける。(J. Othon, ibid., p. 71—73)°

(2) この原記は J. Laurent, ibid., Introduction, p. 186 参照。

(3) prior の職責については Regula S. Benedicti, cap. LXXV, De praeposito monasterii 参照。

(4) multa opprobria, carcerem et verbera perpassus fuerat. は非常に生々しい敘述であるが、當時に於いては決して珍らしい現象ではなかつたらしい。シリネー教團に於いても、修道院内の秩序と平和を亂すものは、投獄と笞刑とを蒙つて罰せられた (Constitutio Cluniacensis, I, 11, c. 11; Migne, P. I., t. CXLIX, col. 656 sqq.)。なほ Exordium Magnum, cap. X 参照。

第十章 ローヌ教皇特許狀について

先に述べたアルベリックは、再び大いに輝かし得べき牧者の管掌〔權〕を得、賞賛すべき思慮の人として、彼に委任せられた

たる修道院を動搖せしめおりし憂苦の嵐を、鎮め得るものと考
え始めたり。しかして、彼は將來のことにあらかじめ心を用ひ、
修道士等の助言により、二人の修道士、ヨアネスとイルゴード
(3)とをローマに派遣し、主、教皇バスカリスに、彼の聖堂が
あらゆる聖界俗界の人人の壓迫より安堵せられ、且つ保護せら
れ、永遠に教皇の庇護の下に置かるるよう請願せり。これら修
道士は、先言せる大司教フゴ、並びにローマ聖堂樞機卿ヨア
ネス及びベネデクトゥス、更にはシャロン司教ガルテリウスの
署名せる諸書簡に信依し、つつがなくローマに赴き、同教皇バ
スカリスが、皇帝の設けたる欺瞞に誤る以前に、修道院長並
びに彼の同志等の懇願を全面的に取り上げし同教皇の特許狀を
携えて歸院せり。我等はこれら書簡、並びにローマ「教皇」の
特許狀をこの小著の中に引用せり。そは、我等の後継者等が、
いかに大なる助言と權威とにより、彼等の聖堂が創建せられし
かを知らんがためなりき。

(1) 本文第二章、参照。

(2) Vita prima S. Bernardi, hb. I, cap. VII 及 5 J.
Othon, ibid., p. 80, n. 2 を参照。

(3) 原註一三八。「その名稱第二世たる教皇バスカリ
スは、主の一〇九九年クリュニエー教團より最高司教に選ば
れ、皇帝ハインリッヒ四世、他の意見によればハインリッ
ヒ五世と相互に認證せし聖職祿の授與に關し過誤を犯せし
と言ふ。」

資 料

教皇バスカリス二世については、A. Fliche et V. Martin,
Histoire de l'église, t. 8, p. 338—375. その史料・文献の
概略は、ibid., p. 338, n. 1 を参照。

(4) それぞれ本文第十二、十一、十三章を参照。

(5) in captione postus imperatoris peccaret. は一一
一年ハインリッヒ五世が聖職敘任權に關しバスカリス二
世と協定を結び (Concordat de Sutri en 4 Février) 同權
は教皇に譲り、俗界の所有權は自己の手中に收めたが、ド
イツの諸侯・教會の反對を受け、ついにこの協定を破り、
教皇を捕えて自己に帝冠を呈せしめ、聖職敘任權をも掌中
に收め、ドイツ皇帝を破門に附せずとの誓約を交させた事
件を意味することは周知のことである。

(6) 本文第十四章、参照。

第十一章 樞機卿ヨアネス並びにベネデ

クトゥスの書簡

『あらゆる所において最も優れたる贊辭に價する主、教父バ
スカリスに、ヨアネス並びにベネデクトゥス、すべてのこと
を通じ我等自身を〔捧ぐ〕。』

なべての聖堂の配慮をなし、要請せられたる正しき懇願に手
を差し、且つ貴下の支援によりて支えられたるキリスト教
の進展すべきは、我等の職掌に屬するが故に、我等は、我等の

助言によりて當書簡を持參する者、(即ち)貴下の父たる職位に差遣する若干の正式修道士等に、貴下が快く耳を藉されんことを切に祈るものなり。まことに彼等は、貴下の先任者にして、我等の至福なる思出たる主、教皇ウルバヌスより、平安と彼等の信仰の不動につき受けたる教令、並びに同教令の趣旨に沿い、當時教皇特使たりしリヨンの大司教、及び他の諸司教、更に諸修道院長等が、彼等〔シトー修道士〕と、彼等が信仰の故にそこより離れたるモリスムス修道院との間につき、決定したることどもが、貴下の權威ある特許状により、永遠に不拔を保つよう要望せり。我等は、まこと自ら見、且つ彼等の眞の信仰に證言を與えるものなり。』

(1) 原註一三九。「この二人の樞機卿は、王妃ベルトラをフランク王ヒイリップヌ一世と和解せしむるため、バスカリーヌ二世により派遣せられて、當時ガリヤに居れり。」原註は、"ut Bertram reginam Philippo I. Franco-rum regi reconciliarent." となつてゐるが、これら樞機卿は、先にウルバン二世により、一〇九五年十一月十八日クレルモン宗教會議において、アンジェー伯妃ベルトラード・ド・モンフォールとの不正な結婚をめぐり、ヒイリップ一世に對して發せられた破門令を一層徹底させるため、一一〇〇年十一月ポワティエにおいて宗教會議を召集したるものである。詳細にしろば、A. Fliche, Le règne de Philippe Ier, roi de France (1060—1108), Paris,

1912, p. 67—71 参照。

(2) 本文第六章、参照。

(3) 本文第七章、参照。

(4) *ipsi enim videmus*, ……とあるが、彼等が現實にシトー修道院を訪れたことを確認する史料は、今のところ見當らない。オートーンによる八月末、又は九月初當訪問説も推測の域を出きなき (J. Othon, *ibid.*, p. 76, n. 3)。

第十二章⁽¹⁾ リヨンのフゴイの書簡

『最も畏敬すべき父にして主たる教皇バスカリーヌに、リヨン聖堂の僕たるフゴイ、なべての事を通じ自らを〔捧ぐ〕。

貴下の父たる高位に赴く、當書簡の持參者たるその修道士等は、我等によりて差遣されしものなり。しかして彼等は、我等の管區、即ちシャロン教區内に居住するが故に、我等の謙讓なる書狀によりて、殿下に推薦されんことを懇願せり。さて、彼等は、その遵奉を意圖したる聖ベネタクトゥスの規定に準據し、より嚴格にして、より隠棲なる生活を營まんがために、モリスムス聖堂より彼等の修道院長と共に、新修道院と呼ばれる所に移りたるものにして、且つ、彼等が放棄せる諸修道院の諸慣習につきては、それらが、かかる重き責務を支ふるに足らざる微力なるものと、〔彼等が〕判断せるものなることを、貴下は承知せらるべし。のみならず、モリスムス聖堂の修道士等、並

びに他の近隣の修道士等は、あたかも、奇異なる人人並びに新「奇」なる修道士等が、彼等と居を共にせるかの如く見られ、「この故に」世の人人に、より疎んぜられ、輕侮せらるるものと考え、彼等を阻害し、且つ憂苦せしむることをやめず。かかるが故に我等は、最も敬愛すべき高貴なる貴下教皇に、謙虚に且つ信頼をこめて要請するところは、彼等のあらゆる望みを、神に次いで貴下に懸け、その故に、貴下使徒職の權威に庇護を求めたるかの修道士等を、貴下の慣例に従いて快く受け入れ、且つ彼等並びに彼等の居所を、この阻害と憂苦とより解放するよう、貴下の權威ある特許状によりて保全せられんことを。なんとすれば、キリストの貧者等は、その敵對者に對し、富と權力とをもつて防禦せんとするものに非ず、唯唯、我等の神の慈愛に望みを懸くるものなればなり。」

(1) ミーニュ版本史當章は、最初の數行を掲げているだけである。全文は別に、*Epistola Hugonis Lugdunensis ad Paschalem—Nuntios Alberti, abbatii Cisterciensis primum commendat. et J. Migne, P. L., t. CLVII, col. 525* に收められている。

(2) *depositis quorundam monasteriorum consuetudinibus,……*と記された *consuetudines* が、具體的にどの修道院の慣習規定を指すかは、もとより明かではないが、本文には *alii adjacentes monachi* なる文字も見えるところから、クリュニーのそれと考えられないこともな

資料

い。當時クリュニーは修道院長 Hugo Magnus の下で最盛期にあり、*Consuetudines Cluniacensis Monasterii* (Migne, P. L., t. CXLIX, col. 656, sq.) は廣く諸修道院の準據するところであつた。シトーとクリュニーとの距離は、シトーとモリスムス間より近い。

(3) J. Othon, *ibid.*, p. 78 参照。

(4) 本文第十四章、参照。

第十三章⁽¹⁾ シャロン司教の書簡

『畏敬すべき父、教皇パスカリスに、シャロン司教ガルトス、救ひと責務たる従順とを。』

貴下教皇は、信者等が眞の信仰に向わんことを熱心に希求せらるるが故に、貴下の庇護の陰と貴下の慰藉の和らぎとが、彼等に缺くることなきよう計られる。故に我等は、より僻遠なる生活〔〜〕の要望から、聖なる人々の助言により、モリスムス聖堂より離れ、神の慈愛によりて我等の司教區内に置かれたる彼等より差遣せられ、當書簡を持參して貴下の面前に出席したる修道士等に關し、貴下の前任者の教令、並びに我等も出席して他の人々と共にその作成に參與したる、當時教皇特使たりしリヨン大司教、諸司教、並びに諸修道院長の裁決と書簡とにより決定せられたることを、貴下が承認せられ、且つかの地が、永遠に自由なる修道院〔たる地位〕を保つこと、(我等、並びに

我等の後繼者の聖會法に對する敬意を犯すことなく⁽⁶⁾、貴下の權威ある特許狀により、「かの教令、裁決及び書簡を」強化するに價すと判断せられんことを、切に懇願するものなり。且つ又、我等がその地（「シトー」）に任じたる修道院長、並びに爾餘の修道士等は、すべての人人のために、貴下の慈愛に發する平安なる保護の下に、當認可を切望せり。』

(1) ミーニエ版本小史當章は、最初の一部を掲げてゐるだけである。全文は別記「Diversorum ad Paschalem papam epistolae, II (Anno 1100), Litterae Gualteri episcopi Cablonensis ad Paschalem pro monasterio Cistercii」として Migne, P. L., t. CLXIII, col. 448 に收められてゐる。

(2) 本文第六章、参照。

(3) 本文第七、十二章、参照。

(4) ut locus ille abbatia libera in perpetuum maneat……この部分は、シャロン司教が、自己の司教權の免除を内容とするシトー修道院の自由を、自ら進んで教皇に請願したことから、當書簡中特に重視されるべき點の詳細は、J. Othon, *ibid.*, p. 78—80 を参照。

(5) (salva tamen nostrae successorumque nostrorum canonica reverentia) なる句は、ミーニエ版本小史におき、() を施されている。原註が附されていないので、その理由を知り得ないが、テクストによつてはこの句が脱落

しているものがあるという意味であらうか。この句は、次章のパスカル二世特許狀においては、salva Cablonensis Ecclesiae reverentia として再現されている。この句を前註の部分として關連して如何に解釋するかは、シトー修道院が、當時 exemptio を持つていたか否かを決定する上の一つの論争點となつてゐる。J. Othon, *ibid.*, p. 84 及び J. B. Mahn, *ibid.*, p. 132 を参照。

第十四章⁽⁷⁾ ローマ教皇特許狀

『司教にして、神の僕の僕たるパスカリス、シャロン司教區内に位置する新修道院の修道院長、畏敬すべきアルベリクス、並びに、正式に永くその下に置かるべき彼の修道士等に（「與う」）。

信仰の目論と魂の救いとに捧ぐよう示されたる「汝等の」要望は、神の證により、遲滞なく滿されたり。されば、主に最も親愛なる子等よ、我等は、汝等の訴ふる請願を何等の異議なく受納し、且つ汝等の信仰を、父たるの愛をもつて祝福するものなり。されば我等は、汝等及び汝等の後繼者等が、シャロン聖堂の聖會法への敬意を犯すことなく、汝等が、今日遵守する規定と遵奉する質素の中に永らう限り、汝等が修道の平安のために住いせんとて選びたるかの地が、あらゆる人人の阻害より庇護、解放せられ、且つかの修道院を永く保持し、更に、特に教皇の

資料

庇護の下に保護されることを承認す。かくて我等は、當教令の示すところにより、何人にせよ、汝等の改^{コウメツキヤク}遷の身分を變更し、且つ新と呼ばれる汝等の修道院の修道士等を、正式の推薦もなしに受け入れ、更には何等かの奸計や粗暴によりて、汝等の教團を亂すが如きことを禁ず。汝等とモリスムス聖堂の修道士等間につき、我等の兄弟、當時教皇座代理たりしリヨンの司教が、彼の司教區の諸司教、並びに他の諸聖職者と共に、我等の先任者たるウルバヌス二世の命により、協定したるかの爭議の裁決を、我等は至當且つ賞すべきものとして承認するものなり。されば汝等、キリストにおいて最も親愛、且つ懺慕すべき子等は、汝等のある者は世の施與を、他の者は極めて富裕なる修道院のより嚴格ならざる道を、放棄せしことを想起せざるべからず。故に汝等は、この恩寵に一層償すと常に信ぜざれば、がために、その心の中に、常に神への畏怖と愛とを持たんと努むべし。汝等は、世俗の喧騒と快樂とより一層自由なるが故に、一層あらゆる心と魂との力により、充分に神の喜びたらんと渴望せんことを。爾今、若し何人か、大司教にせよ司教にせよ、皇帝にせよ王にせよ、伯にせよ副伯にせよ、裁判官にせよ聖俗何れの人にせよ、我等の當教皇令の成文を知りたる上で、「これに反對せんと試みたらんには、〔あるいは〕二、三の通告により、相應の得心もなしにこれを訂正するならんには、彼はその權勢と名譽との尊嚴を失うべく、神の審判によりて永遠の不義の罪あることを悟るべく、神、並びに我等の主、キリストの最

も神聖なる肉と血とに無縁となるべく、且つ最後の審判において嚴しき懲罰を受くべし。されど同地「シット」にて義を守るなべての人人には、我等の主、イエス・キリストの平和あるべく、且つ彼等は、ここに善行の餘りを受け、更に最後の審判において永遠の平和の報いを見出すべし。

予、カトリック教會の司教バスカリス署名す。聖なるローマ聖堂助祭、樞機卿ヨアネスの手により、聖會曆六月十四日、十五年循環曆の第八年、キリスト降誕の千百年、且つ主、教皇バリーカリス二世の第二年に、トロワイエにおいて授與す。

- (一) ミーニエ版本小史當章は、『最初の一部を掲げて』
だけども。全文は別な Epistolae et privilegia Pascha-
lis secundi, XXVIII, Ad Albericum abbatem novi mo-
nasterii Cablionensis—De privilegio ibi concessio 4
2p. Migne, P. L., t. CLXIII, col. 47 以下を参照。
(二) 本文第十三章註(5)参照。
(3) *quandiu vos ac successores vestri in ea quam
hodie observatis discipline ac frugalitatis observantia
permaneritis, 460 句まで Nonasticon Cisterciense seu
antiquiores ordinis Cisterciensis constitutiones, ed. R.
P. Hugues Sejalon, Solesmes, 1892 所收の Exordium
Parvum の第 57 節は缺けて 57 58 59 (J. Otton, *ibid.*,
p. 81, n. 1)。*
- (4) 修道院の司教權に對するいふ例 exemptio は、

十二世紀初頭では未だ明確に法制化されていなかつたの
で、シスター修道院が最初に Tabaye exempte となつた
時期を確定することも困難である。ムシエ及びオートー
ンは、バスカル二世の當特許状によつてシスター修道院が ex-
emptio を得たと述べている (D. Louis Meschet, Privi-
lèges de l'ordre cistercien, Paris, 1713, avertissement.
J. Othon, *ibid.*, p. 83—84) 然し、キーンは sub aposto-
licae sedis tutela specialiter protegi なる表現が exem-
ptio を示すに外ならぬと考へるに對し、シトラインバーは、
兩者は違つた二種の制度であり、更に specialiter なる語
は exemptio を持たない修道院に對して用ゐられるのを
通例とするものがあり、教皇廳尙書院は司教や俗人の壓迫
や脅威を受けている修道院に與える文書におきて、特に強
調してこの語を用ゐたものと考へる (D. G. Schreiber,
Kurie und Kloster in 12 Jahrhundert, 2 Bde. 2, Stut-
tgart, 1910, Bd. I, S. 27) キーンは ab omnium mo-
rtauum molestiis tutum ac liberum fore sancimus 以
單にモリメントス修道士等の阻害を特示するにすぎず、當教
皇特許状に於いてシスターが exemptio を得たのはなほよく
述べている (J. B. Mahn, *ibid.*, p. 132 sqq.)

(5) Charta Charitatis, cap. V, 26 参照。

(6) congregatio を用ひばは教團と試譯したが、これは、
Ordo が公式誓願教團であると對し、普通誓願教團に對し

て用いられる語である。

(7) 本文第七章、参照。

(8) quarto decimo Kalendas Maii は新西暦で五月十
八日相當 (D. H. Lietzmann, *ibid.*, S. 105) が、この日
附に於いては問題なきを。即ち、これは最初の複寫をなす
ものか、五つ目日附 quarto decimo Kalendas Novem-
bris (新西暦十月十九日) を本文で替ひるが如く誤記した
ものか、この二つの推論をたしむるは、
その (P. Jaffé, Regesta pontificum romanorum ab co-
ndita Ecclesia ad annum post Christum natum 1198,
2 Bde, Leipzig, 1885—1888, Bd. I, p. 706, n. 5842) 等
バスカル二世は、この年の五月十四日にはラチランに於
いて、キーン司教聖堂に特許状を與へたる (Privilegium
pro Ecclesia Matisonensis, Datum Laterani per ma-
nus Leonis scriptoris XVIII Kalend. Maii; Migne, P.
L, t. CLXIII, col. 40—41) 等、
Auch 大同教院書簡を送つた (Epistola ad archiepi-
scopum Ausciensem. Data Romae XII Kalend. Maii;
Migne, *ibid.*, col. 42) などから、トロワイエに於ける當
特許狀附與が、五月十八日たることは否定されざるを得な
い。更に彼は十月初頭には、トロワイエに近イムルベイに
おいて宗教會議を開き、同月十四日には、同地においてス
ハインのアルフォンソ六世に書簡を送り (Epistola ad

archiepiscopum Adelfonsum Hispaniarum regum. Datum Melfa II Idus kalend. Octobris; Migne, *ibid.*, col. 45) 聖十五日の同地なる「ミンリーのイカニコ教マントーヌス」の禁令を與へたる(Fines episcopatus Mazzariensis in Sicilia potentes Stephano episcopo confirmat. Datum Melfae per manum Joannis S. R. E. diaconi cardinal. Idibus Octob., *ind.* VIII, Incarn. Domini anno 1100; Migne, *ibid.*, col. 45—47) のみならず、十一月十日にはギンチ・カッシンブレロワイエ司教聖堂に特許狀を附與しているが、これは彼の同地よりの歸還後に與えられたものと思われ、トロワイエ所在の修道院、聖堂の名が多数掲げられており、彼自らの見聞を證するに足る(Ecclesia Trojanae protectionem suscipit ac bona et privilegia confirmat, petente Huberto episcopo. Datum apud Casinum per manum Joannis S. R. E. diaconi cardinal. IV Idus Novembris, *ind.* VIII, Incarn. Domini anno 1100; Migne, *ibid.*, col. 48—49) 更に附言するならば、一〇九九年七月二十九日死去したウルバン二世を後繼した彼は、同年八月十三日教皇座に登つたのであるから、XIV Kalendas Martii は本文の如く dominum Paschalis secundi papae secundo とはならず、primo とならなければならぬ筈である。これらの諸點から、ヤッフェの推論はほぼ正しいと考えられる(J. Ohon, *ibid.*, p. 82 sq.)。

資 料

第十五章(一) モリスムスより來れるシトー
修道士等の諸憲

爾後、かの修道院長並びにその修道士等は、彼等の約定を忘るることなく、至福なる「ネデクト」の規定をその地に確立し、且つ相協和してこれを遵守することを定め、何事にもせよ、「當」規定に反するもの、即ち、フロックス、ペルリキア、寢臺の上掛類、及び食堂における種種の美味なる諸料理、同じく脂肪類、並びに「當」規定の純潔にたがうその他すべてのものを拒否せり。かくて彼等は、聖堂のごとにもありても、その他の諸規律にありても、彼等の生活のなべての實踐の上に、「當」規定を導き、その徹に照應せしめ、且つ一致せしめたり。故に彼等は、古き人の遠ざけられ、新しき人に裝はるることを喜べり。且つ又、聖「ネデクト」の規定の中にも、その生活の中にも、聖堂や祭壇、布施や埋葬地、或いは、他の人人よりの十一税、私宅や水車、更に莊や農民を持つてう教義、同様に又、彼の修道院が婦女を立ち入らしめ、且つ女子修道士を除きては、婦女の死者を埋葬せしめてう教義も讀みとり得ざりき。かかるが故に彼等は、これら總てのことを拒否せり。聖なる父「ネデクト」が、修道士たるものは世俗の諸行動より自らを遠ざくべし、と命ぜられたるそこにおいてこそ、修道士等が、かかることをのがれることによつて、彼等の「修道士たる」名稱の原義

を純正ならしむべき自らの行爲、並びに心に、かかることの存すべからざることが明らかに表明せられたるものと、彼等は考へたり。

聖靈の媒介^{メデイア}にして、その定むるところに反するは瀆聖の罪を犯すものなる、諸教父に由來せる十二⁽¹⁾税、即ちその一は司教に、その二は司祭に、その三はその聖堂を訪るる賓客、ないし寡婦、孤兒等、並びに生くる途を持たざる貧民等に、その四は聖堂の修復に、と四分せらるる十一⁽²⁾税、しかして、自身により、且つ彼等の家畜を用いて勞働することにより、生活を営むべき自己の土地を有する修道士等は、當配分には與らざるものなりしが故に、そは他人の權利を不正に自己の用に供するものとして拒否せり。

かくて、この世の富を輕侮しそめしキリストの新たなる戰士等は、貧しきキリストと共に貧しきものとして、相共に、如何なる工夫により、如何なる方法により、如何なる實踐により、この生活にあつて自らに備え、〔聖ベネデクトゥスの〕規定が、キリストを受け入るるが如く受け入れよと命じたる、來訪の貧富何れもの賓客を如何に遇するかに、心を用いたり。かかるが故に彼等は、彼等の司教の認可により、助修士、有養の俗人、又賃労働者等をも受け入れ、彼等を、修道士たる身分は除き、生存中も死せる時も、彼等〔正式修道士等〕自身と同様に遇することを定めたり。何故なら、かの人人の援助なしには、晝も夜も、〔聖ベネデクトゥスの〕規定の掟を嚴格に遵守し得^ポべから

とを知らるが故なりき。彼等は、人人の住居より離れたる土地、葡萄園、牧草地、森林、並びに、水車を設けるための、時には本來の用に供するための、更には湧るための河川、並びに馬匹、並びに人人に有用なる諸種の家畜類を受用し、且つ、耕作用の若干のクルチス⁽³⁾を設定せし時、かの諸所領は、修道士等にはあらず、上記助修士等が管理すべきことを定めたり。それは、修道士等の居所は、規定により彼等の修道院内に存せざるべからず、とせられたるが故なり。かの聖なる人人は、聖ベネデクトゥスすら、修道院を都市や城砦や莊にではなく、人繁き巷より遠きところに建設せることを知りたりしが故に、彼等も、〔それに〕等しかるべきことを約したり。しかも彼〔聖ベネデクトゥス〕が、建設せられた修道院に、父たる修道院長を加え十二人の修道士等を配したると同様に、彼等もなさんことを表明せり。

(1) 當章はシトー修道士の初期の修道精神と意圖とを端的に示すものとして、特に重視さるべき點については、J. Othon, *ibid.*, p. 85 sqq. 及 S. J. B. Mahn, *ibid.*, p. 45 を参照。

(2) Regula S. Benedicti, cap. LV 参照。

(3) Regula S. Benedicti, cap. XXXIX, XL 参照。

(4) molendinum については、明瞭に修道院の必需として建設が許されて居る(Regula S. Benedicti, cap. LXIV)。作者の思ひ違ふべきある。

(5) Regula S. Benedicti, cap. IV.

資料

- (6) *monialis sui* (*monachorum*) *etymologiam* は、キリシヤ語の *monachos* (solitaire, isolé) の由来たる語で、外界から隔離された人を意味する。砂漠、洞窟、空墓、獨房、柱上、樹上、坐して瞑想したヒンナム、マッマの隱修士に對して用ゐられ、*monachos*, *monachos* と書かれた。
- (L. Bréhier, *Le monde byzantin II. Les institutions de l'Empire byzantin*, Paris 1949, p. 530. P. Delatte, *Commentary on the Rule of St. Benedict*, London, 1921, p. 25)°
- (7) *マター* 英國に於ける *decima* と *ノスト* J. B. Mahn, *ibid.*, c. III, *Les cisterciens et la dîme* (p. 102—118) を参照。
- (8) *Regula S. Benedicti*, cap. LIII 参照。
- (9) 原註一四一。「*ノスト* 助修士 (*conversis*)、*ノスト* は俗人修道士 (*fratres laici*) と *ノスト* は、彼等の定式・慣例集 (*Usus*) に、極少の距離に於ける。」*ノスト* の檢し極少の距離に於ける *Usus antiquiores ordinis Cisterciensis* (Migne, P. L., t. CLXVI, col. 1383—1500) と *De abbate* (cap. CXI), *De prior* (cap. CXII), *De subprior* (cap. CXIII), *De magistro novitiorum* (cap. CXIV), *De novitiis* (cap. CIII) なる條項は、*ノスト* *De conversis* なる條項は、*ノスト* *novitius* 又は *novitius laicus* と混

- 同 *ノスト* *ノスト*、兩者とも *conversus* と *ノスト* の *ノスト*。ローンまたは *conversus laicus*=*novitius* と考えらる。しかも彼は本文を讀み進み *conversos laicos barbaros* を句點のなすままに「一語に解したるが、*ノスト* *conversos* と *laicos barbaros* とに於ける *ノスト* の *ノスト* (*Vita Ailredi Rievalliensis*, XXX; *Life of Ailred*, ed. by F. M. Powicke, London, p. 38 参照) の *ノスト*、彼の論議を採 *Usus*, c. CIII (Migne, *ibid.*, col. 1482) と *ノスト*、彼は *ノスト* *ノスト* *ノスト* (J. B. Mahn, *ibid.*, p. 51 et n. 3) とも書かれたる。 *conversus* は *ノスト* *ノスト* *ノスト* *ノスト* *professio* なる *ノスト* *ノスト* *ノスト* *ノスト* (*Epistola Innocentii II ad Stephanum*; Migne, P. L., t. CLXXIX, col. 112) 單なる俗人ではなす。この點は *ノスト* の説が依然正しい (J. Ohon, *ibid.*, p. 95—103)°。その發生と發展、身分と地位については、なお検討すべき問題が多い。マター教團の *conversi* の概略は D. Knowles, *The Monastic Order in England*, Cambridge, 1950, p. 211—16, 348—50, 656—61 を参照。
- (10) *laici barbati* の身分が今は不明せなる *ノスト* *ノスト* *ノスト* D. Knowles, *ibid.*, Appendices III (p. 720) を参照。
- (11) *curtis* は修道院より遠く距離の土地開墾の中心地

後に grangia と呼ばれた (D. Knowles, *ibid.*, p. 211, *Id.*, The Religious Order in England, Cambridge, 1950, p. 64—77)。なお、上原専祿教授『クロスターノイブルグ修道院のグルトヘルンシャフト』(同教授著『獨逸中世の社會と經濟』所收第七論文)の四を参照。

(12) Regula S. Benedicti, cap. CXLII 参照。

第十六章 彼等の悲嘆につきて

先に述べしかの神の人、即ち修道院長⁽¹⁾、並びに彼等〔修道士等〕は、當時なにか、彼等に倣わんとてかの地に來るもの稀れなりしが故に、些少ながらも、悲嘆の下に置かれたり。まことに、聖なる人人は、天上より來れる諸徳の實を見出し、これを多くの人人の救いに役立てんがため、その後繼者等に傳へんことを希望せり。されど凡そすべての人人は、彼等が〔未だ〕耳にせしこともなきこれらの人人の生活の異常なる嚴しさが、〔彼等の〕心情と身體とより大いに遠きものたるを見聞し、自らそれに近づくことを厭い、彼等自身の忍苦につき、思い感うことをやめざりき。されど、この騎士の精神を彼等〔シトー修道士等〕に靈感せしめたる神の慈愛は、次〔章〕に明らかにせられん如く、多大なる成就へとその慈愛を増し加うることをやめ給わざりき。

(1) 修道院長アルベリクス。本文第十七章、参照。

(2) Vita Ailredi, c. V (ed. F. M. Powicke, p. 10) は、Ailred がノーティ派修道院 Rievaulx に投ずる最も大きな動機となつた彼の一友人の言葉が、名文を以てその修道の嚴しさを傳えている。シトー修道士以外の者の見聞として興味がある。

第十七章 第一代修道院長⁽¹⁾の死、第二代修道院長⁽¹⁾の昇位、並びに彼等の定めたることにつきて

さて、主の人アルベリクスは、キリストの學舎にありて、九年有半⁽²⁾嚴しき規律によりて、つつがなく身を修めしが、その故に永遠なる生命へと神の報いを與えられたる信仰と榮光に満てる諸徳行とにより、主の許へと旅立ちぬ。彼の跡を受けし修道士は、ステファアヌスてう名にして、アングリアの人なり。彼は他の人人と共に、モリスムスよりその地に至り、〔聖ベネデクトゥスの〕規定と該地との愛好者なりき。この頃修道士等は、彼等の修道士等は、彼等の修道院長と共に、かの地の公、ないし他の何れの諸侯にもせよ、それまで祝祭日に行うを習いとしたる如く、何れの時にもあれ、聖堂内にて彼等の集會を催すことを禁止せり。次いで、彼等が夜も晝も身を獻げて、神に仕へんことを庶幾う神の家〔聖堂〕にありては、驕慢あるいは富裕を思わしめるものは何物も、あるいは又彼等が、自ら進んで

選びたる清貧の優れたる慣習を、如何なる時にもせよ、損うものは、何物もとどめざるようにせり。「即ち」彼等は、金製ないし銀製の十字架にはあらずして、單に「かく」彩色せる木製の十字架を所有すべく、鐵製以外の獨臺も、銅製ないし鐵製ならざる香爐も、綿絲入亜麻織ないし亜麻織ならざる、又金・銀色を消さざる襦袢も、更には亜麻織ならざる、又同様に金・銀色を消さざる白衣祭服も肩衣も、所有せざることを確認せり。のみならず彼等は、肩被並びに聖式用無袖上衣、助祭用襦袢並びに聖短衣は、すべてこれを廢止せり。されど又彼等は、金製にはあらず銀製の聖盃、若し出來得れば金鍍のそれ、並びに銀製のフェイスツワラ、若し出來得れば金鍍のそれ、同じく儀式用頸垂帶並びに腕巾にして、彩色せず金銀色ならざるものは、これを用いたり。他方祭壇前帳は、亜麻織にして無地、模様なきよう定め、且つミサ用小祭瓶は、金・銀製ならざるよう定めり。

かの日に同聖堂は、土地、葡萄園、牧草地、クルチス等に増加を見しが、修道士は増さざりき。さればその時に當り、主はかの地を訪れ、ほとんど後繼者を持たざるが故に、主に懇願且つ切願し、その前に涙し、日夜嘆息したる彼等に、慈愛の徴を施し給えり。神の恩寵は、三十人の人人が相共に喜びて修煉院に入り、本来の過誤と悪しき精神の刺戟とに對し、決然と戦いを交えることにより、彼等の生涯を終えんよう、かくも多數の學識あり高徳なる聖職者、世に權勢ありし者、並びに高貴な

資料

る者を、一時にかの聖堂へと導けり。これらの人人の「先」例によりて、年老いし者も若き者も、又世の各地に住める種種年齡の人人も、それまで彼等が不可能と考へたりし「聖ベネデクトゥス」の規定を遵守することの、確かに可能なることを見、そこに蟄集し、「その」高慢なる頭をキリストの救いの絆に垂れ、苦しく且つ嚴しき「當」規定の實踐を熱心に愛し、更にかの聖堂を喜ばしめ、且つ堅固ならしめ始めたり。

(1) 第九章註(1) 参照。

(2) *Per novem et dimidium* が何時を起點としていつとにかにいつて、シノー創建時よりいつといつと (P. A. Manrique, *Cisterciensium seu verius ecclesiasticorum An-nalium a condito Cistercio*, 3 vol., Lyon, 1642—49, t. I, p. 49) と、彼の修道院長就任時よりいつといつと (J. Orlon, *ibid.*, p. 125. A. Fliche—V. Martin, *Histoire de l'Église*, t. 8, p. 454) などと William of Malme-sbury, *Gesta Reg. Angl.* 1, IV, 337. *Orderic Vitalis*, *Historia ecclesiastica*, Pars III, lib. VIII, 26 (Migne, P. L., t. CLXXVIII, col. 640). *Exordium Magnum*, Pars IV. *Recapitulatus finalis*. *Martyrologium primium Cisterciensis* (Ms. n.º 82 de la Bibliothèque municipale de Dijon) 等の史料より後者が正しこと考へられり。

(3) 第三章註(4) 参照。

(4) Marmoutiers, St-Denis, Cluny, St-Germain-des-

一橋論叢 第三十卷 第五號

Près, Bec, St-Bénigne 等十一世紀の大修道院聖堂の室内装飾、聖祭式の華美に比すれば、これらは驚くべき革新であるが、然しこれはシトーをもつて嚆矢とするものではない。Chartreux (1084)、St-Martin (1092) の諸修道院にせよ、これと類似の改革が行われた (Statuta ordinis Cartusienis: Migne, P. L., t. CLIII, col. 717. De re-auratione abbatiæ S. Martini; Migne, P. L., t. CLXXX, col. 90)。改革のキーマン・リチャードは別と検討しなければならぬ。

(5) J. Othon, *ibid.*, p. 145—47 参照。

(6) の *triginta* は Bernard de Fontaine (S. Bernard) に引率された (Exordium Magnum, Dist. I, C. XV)。本小史成立當時に、彼は既にクレルヌオーの修道院長であったが、彼の名が挙げられていないのは注目すべきことである。なほこの時期は一一二二年四月と推定されている (E. Vacandard, *Vie de saint Bernard, abbé de Clairvaux*, 2 vol., Paris, 1895, t. I, p. 64 sqq.)。三十名のクレルヌールを除き十一の名が知られてゐる (J. Othon, *ibid.*, p. 148—49)。

第十八章 彼等の建立せる修道院につき

上

その後彼等は、各地の司教區に諸修道院を配せしが、これらは八年に満たずして、シトー修道院より特に分れたるものと、「更に」それらより創始せられたるその他のものとで、十二の修道院が建立せらるるに至るよう、かくも廣大にして力強き主の聖別によりて、日日生誕せしものなり。

(1) *infra octo anno* はシトー修道院創建後ではなく、マテノームスの修道院就任後の意に解すべきである。何故ならシトー修道院最初の *abbatia filia* *paucis* *Firmitas* (La Ferté) の建設されたのが、創建後十五年目の一一一三年であるからである。しかし彼の院長就任 (一一〇八) 後八年とする一一一六年となり、第十二番目の修道院 *Bonnavallis* の建設年次一一二〇年—シトーを含めて第十二番目の修道院 *Cadnum* のそれは一一一九年—からすると、三ならず四年の食違ひがある。

(2) 原註一四六。「これは *Firmitas*, *Pontigniacum*, *Charavallis*, *Morimundus*, *Pruillacum*, *Tres Fontes*, *Curia Dei*, *Bonnavallis*, *Bonus radius*, *Cadnum*, *Fontanetum*, *Mansus Adae* など *Mansuadas* なる。」原註者は何に據ったのか不明であるが、建設順序は前後してゐるものがある。Curia Dei (La Cour-Dieu) は新設修道院ではなく、一一一三年シトー教團に轉向したものと云われ (J. B. Mahn, *ibid.*, p. 105)。